

いつもお世話になっております。

若葉が目まぶしい季節になりました。
季節の変わり目でございますので、お身体を大切になさってください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

～トピックス～

1. 中小企業にも『同一労働同一賃金』が適用（令和3年4月～）
2. 税務カレンダー（2021年5月）
3. リモートワークで気を付けたいリモハラとは
4. 押印不要の書類が増えています
5. 事業再構築補助金

中小企業にも『同一労働同一賃金』が適用（令和3年4月～）

◆中小企業にも『同一労働同一賃金』適用

令和3年4月より、中小企業にも『同一労働同一賃金』が適用されます。

大企業には令和2年4月から適用され、中小企業には1年間猶予されていました。

そもそも、同一労働同一賃金とは何でしょうか？ 文字通りに解釈すれば、同じレベルの労働に同じレベルの額の賃金を支払うことと読めます。

しかし、法的には正規雇用労働者（正社員）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）との間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。

従って、正規雇用労働者（正社員）間の待遇差については、対象外となります。

◆『同一労働同一賃金』に関する法改正

同一労働同一賃金に関して改正される法律は、「労働契約法」と「パートタイム・有期雇用労働法（以下、パート有期法）」です。

具体的には、労働契約法20条(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)が廃止され、パート有期法8条（均衡待遇）と同法9条（均等待遇）に引き継がれることになりました。

◆『同一労働同一賃金』で求められること

パート有期法では、①職務の内容と②職務の内容・配置の変更の範囲が同じであれば、差別的な取扱いが禁止され、均等待遇が求められます。一方、①と②に差がある場合でも、さらに③その他の事情を考慮して均衡（バランス）のとれた待遇、即ち均衡待遇が求められます。

なお、派遣労働者については、大企業と同じく令和2年4月から、賃金の決定方法に「派遣先均等・均衡方式（派遣先ベース）」と「労使協定方式（派遣元の労使協定ベース）」のいずれかを採用しなければならないことになっています。

他には、非正規雇用労働者に正規雇用労働者との待遇差について説明を求められた場合の説明義務が強化されます。また、均衡待遇や待遇差の説明に関する紛争は、都道府県労働局の管轄となり、裁判外紛争解決手続（行政ADR）の対象となります。



2021年5月の税務

5月10日

- 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5月17日

- 特別農業所得者の承認申請

5月31日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知

●3月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●9月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告

＜消費税・地方消費税＞

- 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

○自動車税（種別割）の納付（5月中において都道府県の条例で定める日）

○鉦区税の納付（5月中において都道府県の条例で定める日）

リモートワークで気を付けたいリモハラとは

◆リモートハラスメントとは

新型コロナウイルス禍で定着してきたリモートワーク。仕事のやり取りがチャットやメール、Zoom等のビデオ会議になり相手への伝わり方が、対面より厳しくなったり冷たくなったりと感じる傾向があります。

リモートワークが進むにつれ、「リモートハラスメント」（リモハラ）が社会問題になりつつあります。リモハラとはリモートワーク中に起こるハラスメントを指し、業務中に起きるパワハラとセクハラのいずれかに当てはまる発言等をいいます。

例えば上司からオンライン会議に映った部屋の中のこと、服装や化粧のこと（程度の問題はあるが）、子供の声のこと等プライベートに関わる質問等、また、常に仕事をしているかの連絡や確認、やたらWeb会議をしたがる等があり、全てが法的なハラスメントに該当するわけではありませんが、リモートワークに付随する上司の過剰な干渉がリモハラと感じさせているようです。

◆リモート業務に上司も悩んでいる

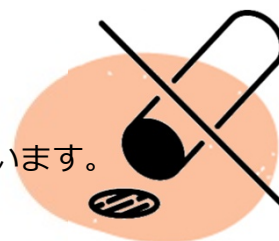
リモート業務にストレスを感じているのは部下ばかりではなく、アンケートでは5割の管理職がリモート下で部下とのコミュニケーションで悩んでいるそうです。部下との距離感や指示出しのタイミング等、対面では気を使わなくてもよい場面でも悩んでいます。会社から部下とのコミュニケーション強化を言われても、ハラスメントと言われるのが怖く指示を出しにくいということがあります。上司にとってはリモートに伴う業務管理の不安やITツールに不慣れな人もいます。若手達からWeb会議から締め出しをされたケースも耳にします。録画機能があるツールの場合、事前に周知して言葉に気を付ける等注意する必要もあります。



◆生産性とハラスメント対策の両立

リモートワークの急速な導入は便利でもあります。ストレスを感じる面も多くあります。そのことがハラスメントにつながる場合があると云えます。同じ行動・対応でも世代間ギャップがあることを認識しておき、上司の許可や報告が必要な事項はリモートワークルールで取り決めましょう。

ルールは監視強化等厳しくしすぎないこと、プライベートには立ち入りすぎないこと、不満の声には耳を傾ける等、ストレスを減らしコミュニケーションを円滑に進める環境を目指すのがいいでしょう。



菅内閣は脱ハンコ、D X（デジタルトランスフォーメーション）戦略を進めています。これに伴い、税務書類についても押印が不要となる書類が増えてきました。

◆税務署窓口における押印の取扱い

令和2年12月21日に「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定され、この中で、税務関係書類（国税に関する法律に基づき税務署長等に提出される申告書等）の押印の見直しが行われました。提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、一部の税務関係書類を除き、押印を要しないこととする方針が示されました。そして、この取扱いは原則として令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用する予定となっていました。一方で「改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めない」ともされていました。

この閣議決定に基づき、全国の税務署窓口においては、本件見直しの対象となる税務関係書類について押印がなくとも改めて求めないこととしています。

◆振替納税やダイレクト納付の手続きも

従来、振替納税やダイレクト納付をしようとする場合には、それぞれ「振替依頼書」や「ダイレクト納付利用届出書」に金融機関の届出印を押印する必要がありました。これらの手続きも令和3年1月から、個人の方の振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書をe-Taxで提出することが可能となりました。

さらに、振替依頼書等のオンライン提出においては、金融機関の外部サイトにより利用者認証を行うので、電子送信時に電子署名及び電子証明書の添付も不要となります。



◆押印が必要な書類も

とはいえ、担保提供関係書類・物納手続関係書類の一部や遺産分割協議書、特定個人情報の開示請求、閲覧申請手続など、押印が必要な書類もまだまだありますので注意しましょう。

❖ 2021年ゴールデンイーク休業期間の知らせ❖

休業期間：4月29日、5月1日（土）～5月5日（水）



新型コロナウイルスの感染流行が続いていますがくれぐれもご自愛ください。

なお、4月30日および、5月6日（木）～通常営業いたします。



事業再構築補助金

<事業再構築補助金とは>

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。また、事業再構築を通じて事業規模を拡大し、中小企業者等から中堅・大企業等に成長することや、中堅企業等が海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことで高い成長率を実現することは特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。

公募要項のPoint！

- 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3%（一部5%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3%（一部5%）以上増加の達成。



1次公募の受付締切は2021年4月30日です。これから申請をお考えの事業者様、事業計画作成から補助金申請までについてや、投資する設備や、資金調達ルート等が不明確なことなど、2次公募以降での申請を検討される事業所様もまずはお気軽にご相談ください。

補助額と補助率

※下記のほかに緊急事態宣言特別枠があります。

中小企業者等	補助額	補助率	中堅企業等	補助額	補助率
通常枠	100万円～6,000万円	2/3	通常枠	100万円～8,000万円	1/2 (4,000万円超は1/3)
卒業枠	6,000万円超～1億円	2/3	グローバルV字回復枠	8,000万円超～1億円	1/2

● 卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

● 緊急事態宣言特別枠とは

通常枠の申請要件を満たし、かつ、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者に対し、補助率を引き上げて支援する特別枠です。

● グローバルV字回復枠とは

100社限定。以下の要件を全て満たす中小企業向けの特別枠。

- ①直近6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を見込む事業計画を策定すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。



漆畑邦裕税理士事務所

〒420-0868
静岡県静岡市葵区宮ヶ崎町85-7

TEL : 054-252-9303 FAX : 054-270-6692 E-Mail : uk21-accounting@rondo.ocn.ne.jp
事務所HP : <http://shizuoka-zeirishi.com/>